

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 道路の区域を変更する件三件 二七六
- 道路の供用を開始する件二件 二七六
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指定した件 二七九

## 告 示

### 福島県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	郡山市富久山町久保田 字本木八七番地先から 同 市富久山町久保田 字我妻九九番地先まで	変更前	A 八・七〇	一一〇・八
		変更後	B 九・〇〇 一一・五	一二四・〇

B	一一・八 九・〇〇 一一・五	一二四・〇
---	----------------------	-------

(道路計画課)

### 福島県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	郡山市富久山町久保田 字本木八七番地先から 同 市富久山町久保田 字我妻九九番地先まで	変更前	A 八・七〇 一一・八	一一〇・八
		変更後	B 九・〇〇 一一・五	一二四・〇

(道路計画課)

### 福島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道塩川 山都線	喜多方市慶徳町山科字 泡ノ巻四八一―番四地 先から 河沼郡会津坂下町大字 長井字新田東一三三番 一地先まで	変更前	A 一三・五〇 七五・〇〇	二七八・五
		変更後	A 一三・五〇 七三・〇〇	二七八・五
			C 七一・〇〇 七七・〇〇	二六四・五
				三三一・五

(道路計画課)

福島県告示第三百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八八号	郡山市富久山町久保田字本木八七番地先から 同 市富久山町久保田字我妻九九番地先まで	平成二十九年五月一九日

(道路計画課)

福島県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道塩川山都線	喜多方市慶徳町山科字泡ノ巻四八一	平成二十九年五月一九日

一一番四地先から 河沼郡会津坂下町大字長井字新田 東一三三番一地先まで
---

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六六条、第六十四条、第六十七條若しくは第六八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十九年五月九日次のとおり指定した。  
平成二十九年五月十九日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホームけいわ苑	喜多方市塩川町字下前田二番地